法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-12-22

ステークホルダー・デモクラシーのモデル構築 : ポスト政治期における多元的統治の民主的統御に関する規範理論研究

MATSUO, Ryusuke / 松尾, 隆佑

(発行年 / Year)

2017-03-24

(学位授与番号 / Degree Number)

32675甲第392号

(学位授与年月日 / Date of Granted)

2017-03-24

(学位名 / Degree Name)

博士(政治学)

(学位授与機関 / Degree Grantor)

法政大学(Hosei University)

(URL)

https://doi.org/10.15002/00013937

博士学位論文 論文内容の要旨および審査結果の要旨

氏名 松尾 隆佑

学位の種類 博士(政治学)

学位記番号 第618号

学位授与の日付 2017年3月24日

学位授与の要件 本学学位規則第5条第1項(1)該当者(甲)

論文審查委員 主查 教授 犬塚 元

副查 教授 杉田 敦 副查 教授 細井 保

ステークホルダー・デモクラシーのモデル構築 一ポスト政治期における多元的統治の民主的統御に関する規範理論研究—

本小委員会は、松尾隆佑氏が提出した博士(学位)請求論文「ステークホルダー・デモクラシーのモデル構築 一ポスト政治期における多元的統治の民主的統御に関する規範理論研究―」について、口述試験を含む論文審査を終了した。以下、その審査結果を報告する。

1. 本論文の主題と構成

本論文は、ステークホルダー・デモクラシーの政治理論を詳細に検討して、ステークホルダー・デモクラシーの理念と制度にかかるモデル構築を目的としている。ステークホルダー・デモクラシーとは、今日の政治理論研究において注目を集めつつあるデモクラシーの理解のひとつであり、「個々の政治的決定は、その決定によって影響を被るステークホルダー(利害関係主体)によってなされるべきである」との基本原理にもとづいて、政策分野・政策争点ごとのステークホルダーを民主的意思決定の単位(デモス)として位置づけることを通じて、民主的正統性の回復・確保をめざす理念である。本論文は、これまでの多くの政治理論・社会理論の知見を丁寧に検討して、さまざまな理論的・実践的難点を克服するための検討・分析を積み上げながら、ステークホルダー・デモクラシーの政治理論の精緻化を試みており、デモクラシーの理論・制度をめぐるひとつの選択肢を説得的に提示している。

論文の章別編成は以下のとおりである。

序文―なぜデモクラシーか

1. なぜステークホルダー・デモクラシーか

- 1.1 緒論
- 1.2 背景―ポスト政治の時代
- 1.3 問い―いかなるデモクラシーを、何のために
- 1.4 方法―ポスト政治の政治理論を求めて
- 1.5 小括
- 2. ステークホルダー分析―民主的統治主体の構成
 - 2.1 緒論
 - 2.2 ステークホルダーとは何か―主体像の導出
 - 2.3 ステークホルダーとは誰か―分析の方法
 - 2.4 分析政治のデザイン
 - 2.5 小括
- 3. ステークホールディング―主体化へ向けた基本権保障
 - 3.1 緒論
 - 3.2 主体化のための基本権秩序
 - 3.3 福祉ガバナンスの価値原理
 - 3.4 主体性実現のための制度的条件
 - 3.5 小括
- 4. マルチステークホルダー・プロセス―民主的統治への多回路化
 - 4.1 緒論
 - 4.2 民主的正統性の多回路化
 - 4.3 企業経営における政治的なもの
 - 4.4 企業権力の民主的統制
 - 4.5 小括
- 5. ステークホルダー・デモクラシーの理念的・制度的体系化
 - 5.1 緒論
 - 5.2 決定に先立つ政治―代表性の確保
 - 5.3 決定へ至る政治―主体性の発揮
 - 5.4 決定に続く政治―応答性の実現
 - 5.5 小括

結論―織りなされるヴィジョン

文献一覧

2. 本論文の要旨

本論文は全5章で構成されている。まず、序文では、議論の前提として、デモクラシーの概念について整理がなされるとともに、現代では、法的に境界を定められた被治者(デモス)の範囲と、実際に決定権力の影響を被る事実上の被治者(ステークホルダー)の範

囲の不一致が拡大しているとの現状認識が提示される。

第1章「なぜステークホルダー・デモクラシーか」は、研究の背景、問題設定・方法を論じる。まず研究の背景として、本章は、さまざま政治学・社会学の先行研究を手がかりにして、現代政治が置かれている社会的条件を整理する。現代では、グローバルな相互依存の深化による政治の「脱領域化」とともに、超国家的・非国家的主体(国際機関、地域機関、企業、市民社会組織など)の影響力の増大による政治の「遍在化」(サブ政治)が生じており、人々の生活を左右しうる重要な決定の多くが、公式の政治過程を通じての正統化なしに下されている。こうした状況のもと、主権国家の政治システムの機能は制約されており(政治の「周辺化」)、そのために、人々の政治的有効性感覚が減衰するとともに、民主的に統御されていない事実的権力によるガバナンスに対しては、民主的正統性の観点から疑義が寄せられている。本論文は、脱領域化・遍在化・周辺化した政治のもとでみられる、反政治・過政治・脱政治的な局面が混在する流動的な状況を「ポスト政治」という概念で表現している。

これまでのデモクラシー理論も、こうした政治の機能不全や、「民主主義の赤字」に応答 を試みてきた。そうした議論の代表は、熟慮と討議を通じた選好の変容(公共的選好への 変容)を重視する熟議デモクラシー論であるが、本論文によれば、それは私的利害を相対 的に軽視するために、熟議への動機づけを供給しにくい欠点をもつ。熟議と決定が別回路 におかれて、熟議が政治的決定に直結しないことも、熟議への動機づけを薄める一因であ る。これとは別に、ポピュリズムに積極的な意義を見出そうとする政治理論も存在するが、 ポピュリズムは「過政治」の一形態であり、政治システムの機能回復を持続的に担いうる 耐久性をもたない。これらの先行学説に対して、本論文は、「被影響利益原理」にもとづき、 個々の決定によって「リスクにさらされる人々、影響を被る可能性のある市民、すなわち ステークホルダー」を、意思決定を担うデモスとして据え直すことで、ガバナンスを民主 的に統制しようとするステークホルダー・デモクラシーの意義を指摘する。それは、政治 の脱領域化・遍在化・周辺化によって生じた「民主主義の赤字」という問題に対して、個々 の政治的決定の影響を被るステークホルダーを、「機能的デモス」という民主的意思決定の 単位(デモス)として位置づけるタイプのデモクラシーである。ここにおいて、政治的決 定は、政策分野・政策争点ごとに編成されたステークホルダーごとに分割して下される。 デモクラシーの主体をステークホルダーに求めるならば、各人は、自らが強い利害関心を 有する分野・争点に政治参加することになるため、熟議への動機づけは得やすく、政治的 有効性感覚も確保される。

ステークホルダー・デモクラシー論にかかる先行研究としては、テリー・マクドナルドの「グローバル・ステークホルダー・デモクラシー」論が有名である。彼女は、主権国家を単位とする従来の法的デモスではなく、諸個人の利害関係に応じて多元的に存在するステークホルダー共同体という機能的なデモスに依拠して、非国家主体によるガバナンスに

対する民主的統御を図る政治理論を提示した。だが、誰がステークホルダーであるのかを 定める方法、各個人がステークホルダーとして政治参加するための制度的条件、ステーク ホルダーが非国家主体を民主的に統御するための具体的手段、などにおいて、マクドナル ドの政治理論は多くの課題を残しており、本論文は、以下の各章においてこれらの課題を 理論的に検討し、ステークホルダー・デモクラシーのモデルの精緻化を試みている。

第2章「ステークホルダー分析―民主的統治主体の構成」は、ステークホルダーを基礎単位とするデモクラシーにおいて、ステークホルダーの範囲をどのように定めるか(どのようにデモスの適正な範囲を定めるか、だれをデモスに加えるか)という課題に関して、「ステークホルダー分析」という手法に依拠しながら、検討を加えている。既存の分析手法では、ステークホルダー概念、具体的には「利害関係(ステイク)」の概念の定義が不明確なままであり、1)分析者の主観的バイアスに影響されやすい、2)影響力の大きいステークホルダーが優遇されやすい、3)組織化された所与のステークホルダーに比して、組織化されていないステークホルダーが包摂されにくい、という難点をもつ。企業経営分野では、利害関係の概念を明確化するために、利害関係概念を下位概念(権力、正当性、緊急性)に分節化することを通じて確定する「PLU フレームワーク」が用いられているが、本論文は、それを改善・精緻化した「PIC フレームワーク」(利害関係概念を権力・利害関心・関係性の下位概念に分節化することを通じて確定する手法)を提唱する。この分析手法によって、利害関係やステークホルダーについて、より客観的な同定が可能となる。

しかし、もとより、こうした「ステークホルダー分析」によって、意思決定過程に包摂されるべきステークホルダーの範囲が一義的に確定できるわけではない。だれ(who)が決めるかという問題は、なに(what)を決めるかに連動しており、「ステークホルダー分析」は、不可避的にアジェンダ・セッティングに関与して、政策形成過程に位置することとなる。「ステークホルダー分析」は、利害関係や影響を評価するにあたって専門知の知見を援用して、ステークホルダーのより客観的な同定をめざすが、しかし、ステークホルダーの境界を非論争的に画定しうる基準は存在せず、「ステークホルダー分析」をおこなう分析者が特定の政治的文脈に拘束されたり、政治性を帯びたりすることは避けがたい。以上の課題に対して、本論文は、1)「PIC フレームワーク」にもとづく理論的な「ステークホルダー分析」は、具体的調査によって補完されて、理論的分析と実態調査が相互往還的であるべきこと、2)「ステークホルダー分析」の分析結果は、つねに暫定的であることを前提にして、分析結果への異議申し立てを組み込んだ「ステークホルダー分析」の過程とすべきこと(限定化モデル)、3)異なる専門知に基づく複数の「ステークホルダー分析」が、公共圏においてそれぞれの見解と立場を開示しつつ妥当性を争う「ステークホルダー分析」の過程とすべきこと(競合モデル)、を提唱している。

第3章「ステークホールディング―主体化へ向けた基本権保障」は、先行研究が「ステ

ークホールディング」と呼んできた制度設計を検討している。それは、ひとびとがステークホルダーとして個々の政治的意思決定に参画するにあたって、自律的で、相互に対等な主体として実質的な政治参加をできるようにするための、経済的・社会的条件の整備(基本権の保障)を意味する。

ステークホールディングの理念は、アッカーマンのステークホルダー・グラント論、ロールズの財産所有デモクラシー論など、歴史的には、20世紀英米における財産所有デモクラシーの潮流を引き継いでいるが、しかし、従来のステークホールディング論は、互恵性をその正統化根拠としてきたために、非生産的なひとびとの権利が脅かされやすいという難点を有した。排除をめぐるこうした難点は、相互に対等な地位を承認する「民主的連帯」の理念を導入することで克服可能であり、ここにおいて、より幅広いひとびとの社会的包摂を可能にするステークホールディングの理念は、個人を単位とする普遍主義的な資産ベースの福祉を通じての連帯を志向する。こうしたステークホールディングの理念は、ベーシックインカムなど、普遍主義的福祉の上位規範として位置づけることが可能であり、個人が「持ち分」として保有すべき資産の配分を正当化し、基礎所得や基礎資本を中心とした福祉の制度体系を導くことで、現代の新しい社会的リスクにも対応が可能である。

第4章「マルチステークホルダー・プロセス―民主的統治への多回路化」は、「マルチステークホルダー・プロセス」の検討を通じて、ステークホルダーによる民主的統制の具体的手続を吟味している。「マルチステークホルダー・プロセス」とは、NGO や企業などによってマルチレベルで行なわれているガバナンス(事実上の権力行使)に民主的正統性を備えさせるため、意思決定過程に多様なステークホルダーを参加させて熟議を通じた合意形成を図る、多回路の意思決定過程のモデルである。

「マルチステークホルダー・プロセス」をめぐる理論家の代表はマクドナルドである。彼女は、非国家的主体が行使する公共権力は、対応するステークホルダー共同体に責任を負う、という制度的枠組みのもとに、国境を越えて公共権力を行使する非国家主体に対する民主的統制(小政治の民主化)をめざしている。国境を越えるグローバルなデモクラシーをめぐるこれまでの政治理論研究においては、1)政府間関係にもとづく国際機関の権限強化を基調とする「政府の/による民主化」戦略(ヘルド)、2)トランスナショナルな公共圏における熟議や社会運動に期待を寄せる「市民社会による民主化」戦略(ドライゼック)が主張されてきたが、非国家主体の民主的統制を主張するマクドナルドに見出せるのは、3)「市民社会の民主化」という戦略である。

他方、マクドナルドがこうした議論で主として念頭に置いていたのは NGO の民主的統御であったが、政治システムを通じての正統化を欠いた決定権力として圧倒的に影響力をもち、それゆえに理論的・実践的な対応が必要なのは、企業が行使する経済権力である。これまでの経済デモクラシー論や職場デモクラシー論が論じてきたように、企業の民主的統制は、政治理論の重要な主題である。ステークホルダー・デモクラシー論の見地からは、

企業内部の意思決定過程を「マルチステークホルダー・プロセス」にもとづいて統御することが課題となる。巨大な企業権力を民主的に制御するための複数の回路としては、1)法的な制御回路として、労使共同決定の制度例をふまえ、多元的利害の代表機関を設けるなどの、企業組織内におけるステークホルダー対話の制度化、2)社会的な制御回路として、地域社会、市民社会組織、メディアによる監視・対話、3)経済的な制御回路として、社会的責任投資・政治的消費などの、市場を通じた統制活動、を構想することが可能である。

第5章「ステークホルダー・デモクラシーの理念的・制度的体系化」は、理論的総合を担う最終章であり、ステークホルダー・デモクラシーが、主権国家秩序を前提にした従来の代表制デモクラシーとどのような関係を取り結ぶことになるかを示しながら、ステークホルダー・デモクラシーの最終的なモデルを提示している。本章は、具体的には順に、代表性・合意・応答性という観点から、ステークホルダー・デモクラシーの特質をより明確に解明している。

従来の代表制では、有権者は、政党ごとにまとめられる政策パッケージの間で選択を迫られるのみであったが、ステークホルダー・デモクラシーにおいては、有権者は分野・争点ごとの代表者をもつ(機能的デモスの代表)。ただし、分野・争点ごとのステークホルダーによる熟議が偏った少数者支配に陥ることや、分野・争点ごとの決定が矛盾することを防ぐためには、法的デモスの代表として監視・審理を行なう議会の重要性は依然として失われない。ステークホルダー・デモクラシーでは、機能的デモスの代表が熟議を通じて意思決定にむけた合意形成を図るが(代表・熟議的手法)、場合によっては補完的に、意思決定において投票を利用することもあり(集計的手法)、この点に関しては、被影響性に応じた投票メカニズムとして、「液状デモクラシー」論における票の分割・委譲の構想、「分人デモクラシー」論における伝播委任投票の構想を参考にすることが可能である。

代表制デモクラシーが対応できていない、政治システム外の多様なサブ政治を焦点化し、NGO や企業のような非国家主体についてもステークホルダーによって民主的に統御しうる回路を提示することは、ステークホルダー・デモクラシーの重要な特徴である。本論文が提示したステークホルダー・デモクラシーのモデルは、ステークホルダーという新たな政治主体像の措定を通じて、グローバルな規模で脱領域化するとともに市民社会内部に遍在化している政治を共通して規律しうる、新たな社会構成原理を示している。

3. 本論文の特色と評価

本論文は、現代デモクラシーの理論的・実践的課題の中心を、非国家主体による権力行使や、それに由来する民主的正統性の欠落、政治的有効性感覚の減退に求めたうえで、この課題に応答しうる理念・制度の構想として、ステークホルダー・デモクラシーを位置づけている。民主的意思決定の基本単位を、政策分野・政策争点ごとのステークホルダーに

求めることを通じ、民主的正統性の回復・確保をめざすステークホルダー・デモクラシーの構想については、これまでも国外の学界では研究が存在してきたが、本論文は、そうしたステークホルダー・デモクラシー論を国内に紹介したというだけにとどまらず、これまでの構想の理論的・実践的難点の多くを克服することを通じて、ステークホルダー・デモクラシー論のヴァージョンアップを成し遂げている。本論文の分析は、膨大な先行学説・先行研究の調査と批判的検討に根差しており、非常に詳細かつ説得的である。

本論文について評価できる点は以下である。

第1に評価できるのは、政治理論研究として、ステークホルダー・デモクラシー論にとどまらずに、複数の点において、デモクラシーをめぐる理論研究の深化に貢献している点である。国民国家の相対化のなかで、政治理論研究においても、デモクラシーが国民国家を基本単位としてきた歴史的偶然性がさまざまに指摘されるようになり、政治的意思決定(とくに民主的な政治的意思決定)の単位や境界線をどうやって定めるか、どのように定めるかという理論的課題が提起されてきた。本論文は、ステークホルダーという「機能的デモス」の概念を導入することで、この境界線問題に対してひとつの明快な解答を与えている。ステークホルダー・デモクラシー論を、国家主体による大文字の政治にかかるデモクラシー論に限定することなく、非国家主体の権力(小文字の政治)の民主的統制をめぐる政治理論として位置づけた点も、本論文において特筆すべき達成である。さらに本論文は、学説史的な位置づけにおいては、1)経営学に由来するステークホルダーの概念を政治理論研究に導入してデモクラシー論の更新を企てた、2)デモスの機能的再編成という観点を媒介にして、従来の政治理論研究における市民社会論とデモクラシー論を接合した、という特徴・理論的意義を有している。

しかし、その反面、以上の点に関連して、本論文に不足や欠点がないわけではない。だれがステークホルダーかを同定する「ステークホルダー分析」において、客観的・科学的な判定基準・判定手続きに依拠しすぎではないか、政策争点ごとに形成される複数のステークホルダー共同体は相互にどのような関係・位置にあるか、という疑問に対して、本論文はかならずしも十分な解答を与えていない。これらは、本論文が理論モデルの提示に課題を限定し、具体的事例によってモデルを検証するプロセスまでは検討対象としなかったことと関連しているが、この最後の点については、著者自身が結論において今後の課題として言及しており、こうした点にかかる今後の研究の進展において、上述の理論的疑問に対しても解答が用意されていくことが期待される。

本論文で第2に評価できるのは、自らのステークホルダー・デモクラシー論を提示するにあたって、本論文が、現在に至るまでの、数多くのさまざまな政治理論・デモクラシー理論を咀嚼し、そうした先行理論に対する理論的検討・内在的批判をふまえたうえで、自らの理論を展開している点である。本論文が検討を加えている政治理論・デモクラシー理論には、ポピュリズム、熟議デモクラシー、リベラル・ナショナリズム、憲法パトリオティズム、液状 (リキッド) デモクラシー、分人デモクラシー、アイデンティティ・ポリテ

ィクス (承認の政治) が含まれる。先行学説や研究文献の調査、整理、吟味、批判における高い分析精度は、著者の研究能力を十分に示している。本論文の説得力は、この側面に負う部分が大きい。

第3に評価できるのは、本論文の形式的な完成度の高さである。誤植がきわめて少ない、 というミクロレヴェルの長所に始まり、推論や論理展開の堅実さ、論文の構成の周到さな ど、学術論文としての完成度はきわめて高い。

4. 口述試験

本小委員会は、2016 年 12 月 14 日に松尾氏の口述試験を行った。その際、審査委員は論文を中心として、その論理展開、趣旨、結論などについて詳細に質問し、それらの質問に対して松尾氏からは十分に説得力のある回答が得られた。試験のなかで展開された松尾氏の議論には、対象に関する十分な洞察が窺われた。加えて本小委員会は、松尾氏について、外国語 2 ヶ国語(英語、ドイツ語)の能力を確認した。試験の結果、本小委員会は、松尾氏について合格の判定を行った。

5. 結論

以上の審査の結果、本小委員会は、松尾隆佑氏が研究能力並びに学位論文に結実した研究成果の水準の両面において、博士(政治学)の学位を受けるのに十分値するものと判定する。

以上